

第19回軽米町議会定例会

令和7年12月5日(金)
午前10時00分開議

議事日程

日程第1 一般質問

8番 茶屋 隆君
10番 細谷地 多門君
5番 江刺家 静子君

日程第2 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第11号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第13号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算(第6号)

日程第8 議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算(第3号)

○出席議員 (12名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
9番 大 村 稲 君	10番 細谷地 多 門 君
11番 本 田 秀 一 君	12番 松 浦 満 雄 君

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	江刺家 雅 弘 君
総務課	長	日 山 一 則 君
政策推進課	長	野 中 孝 博 君
政策推進課主幹		鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長		寺 地 隆 之 君
税務会計課主幹		於 本 博 之 君
町民生活課長		輪 達 ひろか 君
健康福祉課長		竹 澤 泰 司 君
健康福祉課主幹		日 向 安 子 君
産業振興課長		輪 達 隆 志 君
地域整備課長		神 久 保 恵 藏 君
水道事業所長		神 久 保 恵 藏 君
教育委員会教育長		久 保 智 克 君
教育委員会事務局教育次長		古 館 寿 徳 君
選挙管理委員会事務局長		日 山 一 則 君
農業委員会会長		笛 山 結 実 男 君
農業委員会事務局長		輪 達 隆 志 君
監査委員員長		日 山 充 君
監査委員事務局長		関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関 向 孝 行 君
議会事務局主任	竹 林 亜 里 君

議 会 事 務 局 主 事 補

向屋 敷 莓 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって8番、茶屋隆君、10番、細谷地多門君、5番、江刺家静子君の3人とします。

次に、本日付で町長から議案10件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案10件の取扱いについては、12月4日、本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、12月10日の本会議で審議することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇8番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式、持ち時間は60分なので、11時1分まで。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） おはようございます。8番、茶屋隆。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点について質問いたします。

まず最初に、誘致企業についてで、1項目めですけれども、軽米町の誘致企業は現在何社か、誘致年月日と会社の今日までの経緯、会社の事業内容とそれぞれ従業員の数は何人かお伺いします。

2項目めについて3点お伺いします。フレッシュチキン軽米が令和8年3月で会社を閉鎖し撤退するという話を聞きましたが、町として把握されていると思います

が、現況とそのことについて3点お伺いします。

1点目、どうして会社を閉鎖し撤退するのか、お伺いします。説明できる範囲内でお願いいたします。

2点目、経営者が代わって工場を継続することはある得ないのかどうか。

3点目、閉鎖後、現在働いている従業員の退職後の待遇はどのようになるのかお伺いいたします。

以上についてよろしく答弁お願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の誘致企業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の誘致企業の状況についてであります。現在は5社が事業を行っております。

1社目のプライフーズ株式会社軽米工場は、昭和47年8月に向川原・横井内地区で創業し、会社名の変更等を経て現在に至っております。事業内容は食肉の処理加工を行い、従業員は156名、うち町内の従業員は70名であります。

2社目の株式会社埼玉富士岩手事業所は、昭和51年9月に萩田地区で創業し、令和4年に埼玉富士と統合し岩手事業所となり、事業内容は制御リレーなどの電気機械装置の製造で、従業員数は44名で、うち町内の従業員は41名。

3社目の株式会社アイソニック軽米事業所は、昭和55年10月に沢里地区で創業し、組織変更等を行い現在の名称となり、事業内容は電子部品や精密部品等の製造で、従業員数は40名で、うち町内の従業員は22名。

4社目の株式会社フレッシュキン軽米は、昭和54年に当時の企業が現在の円子地区で事業を開始し、別事業者への事業移管、名称変更等を経て、平成24年4月に現在の企業に事業が移管され現在に至っており、事業内容は食肉の処理加工で、従業員数は126名で、うち町内の従業員は89名。

5社目の株式会社サンメディックス軽米植物工場「レタスの学校」は、平成30年2月に旧笛渡小中学校の校舎の一部を活用し、レタスなどの生産を屋内で行う工場で、従業員数は4名で、うち町内の従業員は4名となっております。

2点目の株式会社フレッシュキン軽米が工場を閉鎖し解散する理由ですが、昭和54年の工場稼働から既に45年以上が経過し、建屋及び施設設備の老朽化が進み、その更新の費用が高額であることから、今後事業を継続することが難しいとの説明を受けており、これまで地域経済の活性化や雇用の創出に貢献いただいた企業であったことから、このような事態となったことは誠に遺憾であります。

また、経営者が交代して工場を継続する可能性についてであります。先ほど申し上げた施設設備の老朽化に伴う更新のための費用の問題や、現在行っている食肉

処理事業は外部委託して対応する方針とのことで、施設設備を更新した場合と外部委託した場合の費用対効果などを総合的に勘案しての経営判断であり、これらの事情を考えると経営者の交代による工場の継続は難しいと考えております。

工場閉鎖後の従業員退職後の待遇等についてでありますと、企業では従業員と個別面談を実施し、地元にある別の企業に就職を希望するか、グループ会社への残留を希望するか、別の業態を希望するかなどを聞き取り、希望に添えるよう会社が責任を持って対応し、工場閉鎖までの令和8年3月31日までは給料は保証すると伺っております。

今回の工場の閉鎖については、雇用機会の喪失、従業員の生活環境の変化、取引企業への影響、税収の減など様々な影響が予想されますが、まずは従業員の生活基盤を安定させるための再就職支援が最も重要であることから、企業には従業員に寄り添い、最後の一人までしっかり支援するよう強く要請しております。

また、町としましても雇用関係等の相談窓口を庁舎1階と軽米町商工会に設置するとともに、ハローワークなどの関係機関等とも連携しながら各種相談に対応してまいります。

誘致企業の閉鎖は町にとって大きな試練でありますと、今後も成長が見込まれる環境エネルギーなどの分野、農業分野など地域の特性を生かした企業の誘致に努めるとともに、既存町内企業の支援を継続して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問を2点ほど行います。

今までの説明で、会社を閉鎖後退職された従業員への待遇については大体理解できました。退職後の働く場所は会社であっせんしてくれるということで安心はいたしましたが、全従業員が納得してくれればいいと思いますが、自分の希望どおりでなければ納得できない方もいるかもしれません。そういう方のための対応も考えなければいけないと思いますが、先ほどの答弁の中にもありました、再度またどのような対応を考えているのかお伺いします。

フレッシュキン軽米という会社があつて、閉鎖し撤退するということは、会社がなくなり、働く場所がなくなるということです。ということは、軽米町に働く場所、特に女性の職場、雇用の場が失われるということです。今厳しい経済情勢の中、今後も企業の閉鎖、撤退が危惧されます。そういうことを考えたとき、今後町としてどのような対応、施策を考えていくのか、現時点でお伺いします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまの再質問に対してもお答えをいたします。

まず、1点目の退職した従業員の再就職が希望どおりいかない場合等の対応についてであります。先ほども申し上げましたが、会社では社員一人一人に個別面談を行い、本人の希望を聞きながら対応することあります。町としてもしっかりと対応を求めてまいりますし、役場庁舎1階と軽米町商工会に相談窓口を設置し、関係機関とも連携して再就職支援を行ってまいります。

また、今後懸念される企業の閉鎖、撤退等への対応についてであります。企業の閉鎖、撤退は経済の活力と雇用の場を失うこととなり、避けなければならない事態であることから、雇用の維持と再就職支援、地域経済への影響緩和を念頭に対応しなければならないと考えております。

まず、雇用の維持では、新規の求職者を雇用した場合、3年間で102万円を交付する町独自の新規求職者雇用促進奨励事業による支援、再就職支援では、町、軽米町商工会、ハローワークなど関係機関と連携した総合相談体制の構築、地域経済への影響緩和については、金融機関等とも連携し、関連企業、取引先などへ影響が及ばないよう資金繰り支援を行うとともに、引き続き新たな企業誘致活動についても積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） ありがとうございました。それでは、再々質問ですか、3回目です。

軽米町では、現在ある誘致企業が誘致されてから、その後平成30年、「レタスの学校」ですか、サンメディックス軽米植物工場が誘致されてからは企業の誘致がありません。というのは、50年代、数多く50人、60人、70人の従業員を雇用した企業、そういうものも誘致されておりません。現在は、それぐらい企業の誘致は難しいということだと思います。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の中であっても、働く場所は必要です。雇用の場は確保しなければなりません。また、社会情勢・経済状況を考えたとき、地方では働く場所、雇用の場、特に若者の働く場所が限定され、少なくなってきたと言われています。

軽米町も同じです。若者が地元に定住するためにも、働く場所、雇用の場が必要です。簡単ではないと思いますが、今後中長期的に考えて取り組んでいかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

どのような対応、対策を考えているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

茶屋議員のご指摘のとおり、企業誘致は若者が地元に定住するためにも大変重要な施策と考えております。これまでも様々な企業と折衝してまいりましたが、円安、世界情勢、急激な物価上昇など町を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、近年は新たな企業誘致に至っていない状況ですが、現在も様々な企業に対し誘致に向けた取組は進めしておりますので、誘致が実現するよう引き続き取り組んでまいります。

また、若者会議の意見の中にも働く場所があること、やりたい仕事、労働条件など選択肢があることといった意見もいただいていることから、首都圏のＩＴ企業などに在籍しながら地方に移住しリモートワークで働く方や、首都圏の企業が地方に小さなオフィスを構え、地元雇用を行い、リモートワークで働く環境を整えるなど、多くの雇用は生まれなくても、そのような働き方に対応した若者が望むような企業や、町の特性を生かせる農業、再生可能エネルギーに関連した企業、地元企業にも経済効果が波及するような企業などを意識して新たな企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。これから時代は、恐らく企業を誘致する、多くの従業員を雇用するようなのは、まず不可能と言ってもいいというぐらいだと思いますし、そういったことを考えたときに、やはり緻密に会社というか、商店街でもいいですけれども、1人でも、2人でもそういうことをどういうふうにしてやっていくかということが大事だと思います。先ほど町長からも若者会議とかそういうところの意見も十分に取り入れてやっていくということですので、若い人たちが何を考えているか、若者定住のためには町としてどういうふうなことをやっていかなければいけないかということをしっかりと考えていただき、対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問、2点目ですけれども、軽米高校への今後の支援についてです。軽米高校の存続のため、町として過去3年間、毎年1,000万円以上の支援を行ってきました。しかし、4年連続で定員40人を割りました。その結果、令和8年度から2学級が1学級減の1学年1学級、定員40人となります。今後、軽米高校存続のため、新しく軽米高校の魅力の発信、さらなる新しい支援の在り方を考

えていかなければいけないと思いますが、今後町としてどのように考えているのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の軽米高校への今後の支援についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、11月17日に岩手県教育委員会が公表いたしました第3期県立高等学校再編計画（修正案）と10月末に公表されました令和8年度高校入学者選抜実施概要に示されました来年度の軽米高校入学者への定数につきましてご説明をいたします。

本年8月の第3期県立高等学校再編計画、これは当初案であります、公表後において軽米町といたしましては、政党要望をはじめ各方面、関係機関に働きかけを継続してまいりました。

特に岩手県教育委員会に対しましては、軽米高校学級減実施の猶予を求める要望書を提出するとともに、岩手県教育委員会教育長等に直接軽米高校の学級減には反対の考え方や、現在の連携型入学者選抜の仕組みの中での学級減が及ぼす影響などについて説明してまいりました。加えて、仮に軽米高校が学級減となり定員が40名となった場合についても、40人を超えた数の入学が可能となるよう強く要望してきたところであります。

11月17日に公表されました第3期県立高等学校再編計画（修正案）では、軽米高校は当初案からの変更点はなく、令和8年度に1学級が減じられることが示されました。しかしながら、令和8年度の入学者数につきましては、岩手県高校入学者選抜実施概要において、入学者が定員である40人を超えた場合でも、中高一貫校の特例として4名の特別枠が与えられ、1学級44名までの入学が認められることが明記されました。

次に、軽米高校の魅力の発信についてであります、軽米高校ではこれまで小規模校のよさを生かし、習熟度別学習を実施するなど生徒一人一人に寄り添った教育活動を展開するとともに、進学コースと就職・専門学校コースを設定し、一人一人の進路希望を実現させる等、大きな成果と実績を長年にわたって積み重ねてけております。こうした取組が軽米高校の特色の一つであり、生徒や保護者にとっても魅力となっているものと承知しております。

軽米高校のこうした教育活動について、軽米高校PRのためのチラシや入学案内パンフレットを作成し、八戸周辺や二戸、久慈地域等広く発信しております。これらの印刷物等の経費につきましては、軽米高校教育振興会支援の中で行っておりますが、本年度は新たにポスターの作成やQRコードによる情報発信を軽米

高校で始めており、その経費につきましても軽米高校教育振興会を通じて支援することとしております。また、広報かるまいの軽高だよりのページにおきましても、8月からQRコードを掲載し、軽米高校の魅力の紹介や情報発信に努めております。

次に、軽米高校存続のためのさらなる新しい支援の在り方に対する軽米町の考え方についてですが、軽米高校は人材の育成や確保など地域の学びの拠点としての役割を担ってきており、地方創生の視点からもその存在は少子高齢化等、地域の課題を解決していくための重要な資源の一つとして捉えております。

軽米町といたしましては、その重要な資源を守り一層の充実を図っていくことは、地域の活力や魅力を高めていくことであり、これから軽米町をつくっていくことにつながるものと考えているところであります。そのため、軽米高校の教育活動の充実や高校生への経済的支援として毎年1,200万円を超える支援を行ってまいりました。

今後における新しい支援の在り方につきましては、令和9年度以降の学級増を実現するため、入学者増に寄与するとともに、教育活動の一層の充実に結びつく高校支援策を内部で検討するとともに、軽米高校で希望する支援内容との調整を進めているところであります。

また、これまで行っておりました制服購入助成や副食給食の提供、英語検定等各種検定料の助成、通学費の助成、町外の下宿者に対する支援など教育環境の構築に引き続き取り組んでまいりますほか、さらなる拡充を検討しているところであります。新たな支援内容につきましては、令和8年度予算において予算を計上させていただくこととなりますので、その際、事業の説明を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。

軽米高校存続のための魅力の発信とか、教育環境の構築とか、そういったものはいろいろいっぽい並べていただきましたので、まず理解はできます。教育委員会が先頭となって、教育長が先頭に立ってやってくれると思いますので、期待しております。

あと、それから新しい支援ということで説明ございましたけれども、高校で希望する支援内容との調整を進めているということですけれども、令和8年度予算において計上させていただく、その際事業説明行いたいと言いましたが、何か私たちとお話を聞きしましたところ、中学校かな、の進路説明会で町長がそういった支援についてすごくためになるようなことをご説明申し上げたということをお聞きしましたので、それを聞いて町民も安心すると思いますので、できればそれをお伺い

したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中学校での説明会で申し上げたことは、入学する際の準備金と申しますか、入学支援金というようなことを考えたいというふうなことで説明はしてまいりました。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） できればもう少し詳しくご説明いただければ町民の方々も安心するのかなと思いましたけれども、来年度の予算に計上するということで、内容はそのとき説明していただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後ですけれども、軽米高校存続のためには確かにそういったいろいろな支援、あとは新しい支援も必要だと思いますけれども、私個人的に考えるのですけれども、やはり学校、先生、生徒、保護者、議会、町、町民の連携、もっともっとこの連携が必要だと思います。というのは、1学年1学級減ということが現実になったわけですから、もう少し町民全員が危機感を持って対応していかなければいけないと思います。教育委員会としては、中学校、高校の生徒同士、先生同士、保護者間の意見交換会とかそういった意思疎通を図ることも大事ではないかなと思います。また、私たち議会としても、町民、行政、学校、生徒、保護者、そういった各団体も含めて一連の橋渡しをしながらも、もっともっとコミュニケーションを取りながら会議等を通じて支援していかなければいけないと思います。

私は、一番に子供たちのことを今考えたときに、地元に高校があるのになぜ軽米高校に入学されないのか、軽米高校のよさを本当に理解しているのか、親としっかり話合いをしているのか、そういうことも考えた上でもっとコミュニケーション、話合いをしていく必要があるのではないかでしょうか。最終的に全町民の皆さんが軽米高校の存続について、もっと危機感を持って真剣に考えていくいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

そして、最後になりますが、教育長、町長のコメントをそれぞれお伺いして、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 茶屋議員のご質問にお答えいたします。

先ほど山本町長も申しましたように、今後の軽米高校につきましては、やはり地方創生の視点からもこの軽米高校は軽米町にあっての非常に大きな存在であり、重

要な資源の一つであるというふうなことを改めて認識しながら、これからも軽米高校の教育活動充実に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 誠に茶屋議員ご提言のとおり、非常に軽米高校の存続というの大変重要な課題でございます。我が町にとっては最高学府であり、高校生にも様々な行事、イベント等で参加していただきながら、町を盛り上げ、また町づくりに参加していただいておりました。これからもさらにそういった連携を密にしながら、そしてまたこの前、私も保護者の方々にも様々ご説明申し上げてまいりましたけれども、そういった機会をこれからも増やしながら、そしてやはり地域、保護者、生徒、学校、高校、中学校の連携をさらに深めながら、強く存続と申しますか、2学級復元を訴えてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） はい、ありがとうございました。終わります。

◇10番 細谷地 多門 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

細谷地多門君。

通告した質問方式は一問一答方式、持ち時間は60分で、11時半まで。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） おはようございます。今回、私は2項目について通告しておりました。1項目めは文化財保護について、あと2項目めは農業政策についてでございます。

文化財保護について初めてこのような質問するわけですが、私なりにいろいろ情報を取り、それから資料を求めながら少し勉強させていただきました。しかし、その重要性、歴史の重さ、深みというものを感じてみたり、大変難しい項目だったなという感じがしています。

しかし、最近の新聞等でも報道がありましたように、記事を見まして、徳楽寺の重要な文化財産である絵馬等が修復を終えて1年ぶりに京都から戻ってきたというようなことを目にしたときに、やはり我々はこういう情報を耳にしたとき、何か当局から考えを求めるといと一町民として責任があるなと感じて通告しました。よろしくお願いしたいと思います。

それで 1 項目、文化財保護についてであります、9月末頃、知人の方から連絡をもらいまして、たまたま徳楽寺境内にある、鉄筋コンクリートだと思うのですが、私の見た感じだと、白い建物がございます。現在の収蔵庫のその中を見せてもらひながら、徳楽寺文化財調査委員、元軽米高校教師、元岩手県立博物館主任専門学芸員であった佐々木勝宏氏の説明を数名程度で聞く機会がございました。その後、10月25日、宇漢米館において第2回歴史講演会が開催され、演題は「徳楽寺の絵馬」、講師はもちろん佐々木勝宏さんでございました。先生のお話を聞きましたその上で、私なりに感じたこと等について質問したいと思います。

現在の徳楽寺本堂の南西に瑠璃殿と呼ばれる薬師堂がございます。屋根は、かやぶきにトタンをかぶせております。現在のお堂は享和3年、1803年、今からおよそ220年ほど前の建立で、軽米町指定有形文化財であると伺いました。お堂の本尊で萩薬師と呼ばれる薬師如来座像と脇侍菩薩立像は、岩手県指定有形文化財であると伺いました。これらを保存するために堂の南方に収蔵庫が造られ、この2体のほかに持国天像、多聞天像と十二神将像、2体、欠損していますが、こちらに移され安置されています。それらの仏像は、軽米町指定有形文化財であると伺いました。

しかし、収蔵庫そのものの建物は、構造はRC造、鉄筋コンクリートだと思われますが、内部保存環境状態を見ますと、決してよいとは思えない状態で、室内空調設備等が全くと言っていいほどない状態で、大変悪いと感じました。ばかばか剥がれているところもあり、虫食いも進んでいる状態が見られました。これは仏像の話なのですが、前段でご紹介しました、つい先頃、10月25日、宇漢米館を会場に第2回歴史講演会が開催され、演題は「徳楽寺の絵馬」と題して、講師は佐々木勝宏先生で、限られた時間ではございましたが、薬師如来座像、様々なことを祈願する信仰心のあかしとして奉納され、現存する貴重な絵馬について私も聞く機会を得ました。風雨が入りやすく、絵馬の保存状態は決してよくありません。紙を貼ったものは、絵の具の剥落以外にもほこりや雨、しみや裂け、それがあり、軽米町指定となっている小絵馬は馬、鶴、虎、タコなどであり、それ以外の大絵馬は部分欠損や剥落や劣化がひどいまま放置された状態だったとのことです。何を基準にして指定を決めたのか分からぬし、タコの絵馬は2枚なくなっているとのことです。

そこで、絵馬群の調査をして奉納背景や、絵の題材や絵そのものの鑑賞を試みて文化財としての重要性の認識をしていただき、修理、保存、観光資源化のためにも町や町教育委員会や護持会のご理解、ご協力を得たいと述べておられました。後世に残さなければならぬ萩薬師信仰のあかしとも言える絵馬という文化財の魅力を知っていただきたいと訴えておられたことが強く印象に残っております。

そこでお伺いしますが、当局ではこれらの大変貴重な価値ある文化財である観点

から、どのような認識・把握されていたのか、まず先に1点をお聞きしたいと思います。

2点目は、軽米町文化財保護条例なるものがあるのかどうか。あるとすれば、保護のためにどのような検討がされてきたのか。文化財保護審議会、委員、文化財調査員などの現状はどうなっているのか伺いたいと思います。

3点目は、岩手県指定保護有形文化財の修理、修繕等の依頼、現状はどうなっているのか、進めているのか、見通しはいかがか伺います。

よろしくどうぞお願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 細谷地議員の文化財保護についてのご質問にお答えいたします。

初めに、岩手県及び軽米町指定文化財のうち徳楽寺が所有する文化財についてご説明いたします。徳楽寺には岩手県指定有形文化財として木造薬師如来座像と木造脇侍菩薩立像があり、現在は徳楽寺の収蔵庫で保存、管理されております。

この2体の仏像は、約1,000年前に仏教が当地方に伝来したであろう時期に彫られた仏像としてその価値が高く評価され、昭和34年に、軽米町の有形文化財としては最初となります岩手県有形文化財に指定されております。

次に、軽米町指定文化財としては、県指定の薬師如来坐像と同じ平安時代の作とされる木造二天王像が2体、製作時期は不明ですが、木造十二神将像が9体ございます。いずれも昭和49年に軽米町有形文化財に指定されております。

また、これらの仏像を納めていた徳楽寺の薬師堂は約200年前に再建されたもので、町内最古級の建築物として大変貴重なものであることから、仏像と同じく昭和49年に軽米町有形文化財に指定されております。

さらに、薬師堂内に安置されている絵馬は、江戸時代の庶民の信仰を知る貴重な資料として、18点が昭和54年に軽米町有形民俗文化財として指定されております。

次に、ご質問（1）のこれらの大変貴重な価値ある文化財について、どのような認識・把握をされているのかについてであります、いずれの文化財も歴史的な価値がとても高く、徳楽寺のご住職をはじめとした檀家の皆様のご尽力によって長く守られ、受け継がれてきた文化財としてとても貴重なものであると理解しているところでございます。

次に、（2）の軽米町文化財保護条例があるのかどうかについてでありますが、軽米町文化財保護条例は、町内に残る文化財のうち重要なものについて、その保存と活用のために必要な措置を講じることを目的として、昭和31年に制定されております。

文化財には有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財などがあり、町内の重要な文化財については、所有者の同意を得た上で、また軽米町文化財調査委員の意見をお聞きした上で軽米町指定文化財としております。

次に、保護のためにどのような検討がされてきたのかについてであります、軽米町の文化財として、指定後はその所有者に対し保存のために必要な助言や指導を行うとともに、現状を変更する場合には教育委員会の許可を要することとしております。

さらに、管理や修理に要する費用の一部を補助する規定があり、所有者の負担を軽減するとともに、町としても貴重な文化財の保存のために一定の責任を果たしていくこととしております。

次に、文化財保護審議会、委員、文化財調査員等の現状はどうなっているのかについてであります、軽米町では文化財保護審議会という名称は使用しておらず、その役割は軽米町文化財調査委員会議が担っているものであります。文化財調査委員につきましては、軽米町文化財調査委員設置条例に基づき、現在調査委員は5名委嘱しており、任期は2年間で、令和9年4月末までとなっております。

次に、（3）の岩手県指定保護有形文化財の修理、修繕の依頼、現状はどうなっているのかについてであります、昨年8月に徳楽寺から岩手県有形文化財に指定されている薬師如来坐像等の修理に係る要望があり、内部で検討を進めるとともに、現在岩手県に対し文化財の修理に係る補助金を令和8年度内に受けるべく申請手続を進めております。

また、県指定の文化財の現状変更を行うには岩手県教育委員会の許可が必要となることから、岩手県教育委員会が委嘱する岩手県文化財保護審議委員による指導、助言を受けるためにその派遣についてお願いをしているところであります。今月または来月1月に来町いただき、現地での調査を行っていただくことで調整しております。どのような修復が必要であるのか、また欠損部位の復元等についてもご意見を伺い、かつ所有者のご意向も踏まえながら、適切な修理、保存が図られるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

岩手県や軽米町の指定文化財となっております徳楽寺の収蔵物につきましては、当町に所在する貴重な文化財であると理解しており、良好な状態で後世に引き継ぐために、今後におきましても必要な措置を講じてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） ご答弁ありがとうございました。

それで再質問したいと思いますが、今、私の質問項目に対して教育長のほうから

るる答弁いただきました。私もいろいろ資料等々調べたのでおおよそ合致するのですが、ただ1点だけ、私が間違っているのであれば訂正していただきたい、ご指導ください。

私、瑠璃殿、先ほど質問の中で触れました、かつて仏像あるいは絵馬等が収蔵されていた約200年以前、私は二百二十何年と資料では調べたのですが、それは私は建立と、初めて建設されたかのような言い方しましたが、再建という言い方を教育長は答弁の中で触れていましたが、再建なのですか、建立なのですか、そのところご指導いただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 細谷地議員のご質問にお答えいたします。

この薬師堂につきましては、約220年前に再建されたということで捉えてございます。

以上、ご質問にお答えいたしました。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 建立とは違って再建されたと、再び建て直されたという認識ということで、了解しました。

それで、再度質問したいと思います。この瑠璃殿の内部を私はまだはっきり見ていません、外部だけ。それこそ9月の末に案内されたときも、中は拝見できなかつたです。新しい鉄筋コンクリート造の収蔵庫のほうは見せてもらいましたが、瑠璃殿についてはできませんでした。

佐々木勝宏先生の話を伺いますと、もう一言で言えば瑠璃殿の今の状況はひどいものだというお話を伺っています。まず、どういうあんばいかというと、その先生の話なのですが、最初の質問の繰り返しになりますが、薬師堂、瑠璃殿という中身については風雨にさらされて、もう床が大変な状況、要するに床に穴が開いて土間が見えているという状況、そして経年劣化といいますか、もう絵馬そのものも分厚いほこりをかぶったまま、もう手つかずの状態で長い間放置されたような状態、それから格子戸でありますから、中は相当の年数で雨風、雪等も入るものですから、非常に維持管理という認識にはほど遠い、とても手つかずで放置状態だというお話を聞きました。ひどいなという感想を持ちました。

それで、教育長の答弁にありましたが、私の質問の中で、この文化財の調査についての保護という観点から、町として貴重な文化財の保護のために一定の責任を果たしていかなければならないという答弁いただいたわけですが、そのことは私と認識は一致しています。

それはよしとして、文化財保護審議会という名称は使わないで、その役割は軽米町文化財調査委員会議が担っているという答弁でございました。現在、調査委員は5名の方に委嘱しておられると、任期は2年間だと。大変失礼な言い方ですが、この調査委員の方々には失礼な言い方になるかと思いますが、どういう内容、活動でそういうような修復が必要だ、早急に手を打たなければならないという緊迫感が感じられない。佐々木先生が指摘しなければ表に出ないまま、もしかすればそのまま我々もこの話題に触れなかつたのかなという話です。我々も萩薬師如来という座像があまりにも以前から有名なものですから、そのことばかりに頭というか、目が行って、その脇にある立像、守っている仏様といいますか、仏像、結構複数の存在があって、そのことも知らなかつた。それを先般拝見しまして、いや、これほどの多くの貴重な財産があるのかというのも初めて知りました。

萩薬師如来というのは、木質はカツラの木だそうです。萩というのは萩の木ではなくて、たまたま名称が萩ということで、カツラの木を彫刻したものだというような先生の説明でした。

そのほかにも絵馬が分厚いほこりをかぶって、この間まで瑠璃殿にいた。とんでもない状況ですよね、我々素人、一般人から考えても。何でその役割を、どう機能を果たされていたのか。また、教育委員会としてどのような認識で、その保護はやっぱり貴重な県の指定あるいは町の指定の保護財産でありますから、基本的には徳楽寺の財産であるとはいえ、もちろん財産の持ち主もこれからも修復とか含め、様々維持管理に努めなければならないし、また我々護持会もこれからも脇を見るのではなくて正面からきちっと見る、そのことを認識しながら強く維持管理に努めていかなければならぬわけですが、行政としていろいろ受け継がれてくるべきもの、文化財が、そういう部分のリレーが全く低下しているのだと、途切れたのか、分かりませんが、私は疑問に感じます。そのことについてはどう理解すればいいのか、またこれからどう取り組むべきであろうと認識しているのか、再度お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 細谷地議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の瑠璃殿につきましても軽米町の指定文化財となっておりますことから、その保存、そして管理等につきましても軽米町で支援をしていかなければならぬものと存じてございます。

この瑠璃殿等の修理、それから管理につきましては、この文化財保護条例の中におきまして、その文化財の所有者が中心となってその費用等を負担していくことになっております。また、同じ条例の中で、町はその予算の範囲内において費用の一部を補助するというふうなことにもなっております。

いずれにせよ、その文化財について軽米町、そして徳楽寺と共に理解しながら、そして情報交換しながら、現状を把握しながら、今後そういう要望があればそれに取り組んでいかなければならぬと、そのように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） ありがとうございました。

それで、まず認識は、姿勢は分かりました。それで、再度質問したいと思います。瑠璃殿のことについては、非常に経年劣化が激しい、外部から見てそう思います。このことについても教育委員会におかれましては早急に取り組んでほしいし、またその南西方向にある、今の近代的な建物、鉄筋コンクリート造だと私は思いますが、その内部を先般拝見させていただきましたが、重要な文化財を保管、維持管理していくのには私は適当な建物ではないなという感じを受けました。というのは、空調設備、要するに湿度、温度、それから換気の面、様々劣化を防ぐ、置く場所の環境ですよね、そういうものが全くと言っていいほど整備されていないと判断しました。そのことについても、これ、いつ頃建てたのか私は分かりませんが、教育委員会のほうでは把握しているかも分かりませんが、昭和40年代後半か50年代の初め頃かなというようなこともお聞きしましたが、相当もうたっている年代というか、もう六十六、七年たっている。改修とか様々含め、未来永劫貴重な文化財を保護していこうという姿勢であれば、この置き場所についてもやっぱり私はきっちと調査するべきだと思います。

私が言いたいのは、佐々木先生のような人は大事なのですが、そのことはそのこととして、やっぱり独自で町で本腰を入れて調査して、きっちと調査をしてどれくらい修復にかかるのか、それからかかるとすれば行政はどれぐらいバックアップ、お手伝いできるのかということを私はきっちと数字で調査して出してもらう、それがやっぱりお寺側あるいは護持会側、我々一般町民といいますか、檀家の人たちにもどうしようか、困ったなど、やっぱり構わないでおくわけにはいかないし、やるかという方向づけにもなる。いろいろ示されると思うので、早急にこの文化財に対しての県の有形文化財、そして町の有形文化財の維持管理に努めていただきたいと思いますが、さらに前に進める強い姿勢を示していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 細谷地議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘いただきました瑠璃殿、そして徳楽寺の収蔵庫等につきまして、現状をよ

く把握しながら、そして徳楽寺のお考えをお聞きした上で今後相談してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 再質問というより、これは、先ほどは担当課ですから、当然教育長からずっと何回か再質問続けておりますが、山本町長、やっぱり行政の最高責任者ですから、教育委員会も含め全分野において最高責任者ですから、町長はこういう話題といいますか、情報を新聞等も目にしているかと思います。どのように感じたか。また、過日町長に対して文化財保護の関係者から来町して陳情受けたやにも聞いていますが、中身はどうだったのか分かりませんが、これらを含め町長はどのように認識、これからやるべきだというような考え方で、町長の考えもお聞かせください。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員おっしゃるとおり、大変貴重な文化財であることは非常に私も感じております。

今後の対応に関しましては、先ほど教育長が申し述べた答弁と、それを超えるものではございませんけれども、しっかりとこれからも認識をしながら、県あるいは徳楽寺との連携と申しますか、認識を共有しながらしっかりと対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 再質問ではありませんが、今後この文化財の保護、町民、町民といいますか、町の大事な重要文化財の保護という観点からしっかりととした対応、迅速な対応を期待したいと思います。

以上で1項目めは終了したいと思います。

あと、2項目めなのですが、農業政策についてという通告をしておりました。昨日も同僚議員が2名ほど農業政策について質問して、私からは同じ類似した項目でありますから、当然重複した部分が多々あろうかと思いますが、私は私の観点から質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

人・農地プランは、地域の高齢化や担い手不足が進む中、将来の農業の在り方を明確にし、農地を効率的に集積、集約することを目的に、農業者が話し合いに基づき地域農業における農業の将来の在り方などを明確化したもので、平成24年からの

実施と伺っております。

本町においては、町内の10地区の人・農地プラン、イコールマスタープランを作成した。これまでマスタープランの実施化に向けて、アンケート調査や話し合いを通じて中心経営体への農地の集積化が進められてきたと伺っております。

今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるように農地の集積化等に向けた取組を加速化されることが喫緊の課題として、農業経営基盤強化促進法改正、令和5年4月1日施行において人・農地プランが法定化され、令和7年3月までに地域の話し合いにより地域農業の在り方や農地の集積化など農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することになったと伺っております。

そこで、令和6年5月に農地所有者に対して将来の農業経営の意向、将来の農地利用の意向についてアンケート調査を実施したと伺っております。アンケート結果についての詳細内容について伺いたいと思います。あわせて、農業従事者の年齢構成についてもお知らせください。それが1点目。

それから、2点目はアンケート調査によって将来の軽米町の農業政策への取組姿勢はどうあるべきと考えているのか、また実施していかなければならないと思っているのか。今後軽米町の基幹産業と言われる農業を持続・振興させていくための地域計画を伺いたいと思います。

3点目は、将来の政策の展望として、中心経営体の規模拡大を目指す方向のみの施策だけで農業振興は図れない。これまで何とか持続させてきた小規模・兼業農家等の減少を少しでも食い止めるためにも、かつて日本で実施されていた農業者戸別所得補償制度なるものを再度導入、復活させるような制度等を充実させていかないと、本町のような特にも地形的に厳しい中山間地域においては今後ますます耕作放棄地が増えることが懸念されます。国や県に対して強く要望していくべきと思いますが、いかがですか。

以上の3点についてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 細谷地議員の農業政策についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の令和6年5月に農地所有者に対して実施したアンケート結果についてお答えします。

このアンケート調査は、将来の農地利用に関する地域計画策定の基礎資料とするため、農業振興地域内の農地所有者のうち軽米町内に住所を有する約2,000名に対して実施したものでございます。農業経営の意向について、農地の利用状況と今後の利用についての2つの項目について調査し、約50%の回答があったもので

あります。

調査結果では、現在営農していると回答した方のうち、今後農業を継続・拡大する意向の農地所有者は約6割で、約4割の農地所有者が規模縮小あるいは農業をやめたいとの意向であり、そのほとんどの方が将来の農地利用が未定であるという結果となっております。

また、営農していないと回答した方の多くが、他の農業者に貸付けしており、そのほとんどが将来も他の農業者に耕作してもらいたいと考えている結果となっております。

現在営農している高齢兼業農家の多くは後継者不在で、将来は離農や貸付けを希望しておりますが、貸付先が定まっておらず、将来の農地利用が見通せない農地の増加は耕作放棄地となる可能性が大きく、農地の集積・集約を進める必要性がより明らかとなりました。

農業者の減少が見込まれる中で集積・集約を効率的に進めるため、農地の貸手・受け手の意向やそれぞれの地域課題の把握にこれまで以上に努めてまいりたいと考えております。

2点目の将来の軽米町の農業政策への取組姿勢はどうあるべきか、また軽米町の農業を維持・振興させていくための地域計画を伺うについてお答えいたします。

令和7年1月に町内10地区の地域計画を策定したところですが、10地区の共通課題として地域の中心経営体となる担い手不足が課題として挙げられました。

担い手確保については、これまで国の新規就農者支援事業や軽米町親元就農給付金事業など取組を進めてまいりましたが、現状では担い手が充分足りている状況にありません。

今後町では、担い手確保のさらなる取組を進めるため、農作業の省力化や軽減化に資するスマート農業など、新たな取組や遊休農地の再生利用などを意欲的に行う農業者を支援するため軽米町農業担い手チャレンジ支援事業を創設いたしました。この事業を多くの農業者に活用いただき、農作業の省力化・効率化を進め、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化につなげ、地域計画の実現を図ってまいりたいと考えております。

3点目の農業者戸別所得補償制度なるものを再度導入、復活させるよう国や県に対して強く要望していくべきと思うがについてですが、アンケート調査の結果でも、将来の農地利用について、現在営農していないと回答した方は貸したい・売りたい・不明と回答した方が多数がありました。その主な要因としては、耕作者の高齢化による労働力不足に加え、近年の生産資材の高騰などにより自ら耕作できないと判断しているものと考えられます。

農業者に対しての支援につきましては、国や県の補助事業もございますが、認定農業者等の一定規模の農業者に集中しておりますので、自給的農家等に対しましては機械や施設の導入等の補助事業は該当しないものが複数ございます。

しかしながら、そういった小規模な農業者を支援していくことは、農村の景観を保ち、耕作放棄地の増加を未然に防止する面からも極めて重要であり、今後町として戸別所得の補償等を国へ要望することについても検討してまいりたいと考えております。

その一方で、高齢化により専業農家を続けていくことが困難となっている農家が増加しており、農地集積や規模拡大等についても併せて進めていくことが重要であると考えます。これらについては、地域計画を進めることにより、少しずつではありますが、進展しているところでございます。

今後も、それぞれの地区に合った地域計画となるようプラスシュアップするとともに、農業者、関係機関等と協力しながら地域計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 答弁ありがとうございました。

それで、再質問したいと思います。今、農業政策についての私の質問に答弁していただきましたが、それでこのアンケート結果、今答弁いただきましたが、中身から何が見えてくると感じるかということです。多くの農業者の方々、約2,000人に対して実施したアンケート、農業経営の意向について、農地の利用状況と今後の利用についての2つの項目について調査したと。約50%の回答があったと。ちょっと50%の回答、何で50%だったのかなという感じがします、率直に。これらの結果をまずどのように感じるか、再度お伺いしたいと思います。

これは、真剣に調査に協力しても、もうどうにもならないという状況だと思うのか。調査して何になるのかなという失望感といいますか、将来の農業という仕事に、作業にもう、何と言ったらいいかな、やめていくのだというような姿勢、頭にそういう観点があった表れなのかどうか分かりませんが、どのようにこの部分をまず初めに分析するのか、考えるのかということ、どう思いますか。まず、そのことを再質問したいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 回答が50%であったということは、私ももっと回答していただければというふうに思いましたが、そこら辺の真意はなかなかこちらで計りかねる

ところでありますけれども、いずれにせよ非常に従事者が高齢化しております。それからまた、担い手不足と申しますか、いないというような状況の方もたくさんおるようでございます。そういう中で、もう既に貸しておられる方も結構な人数になっております。そういう中で、今後はまた意欲的に農地を増やしたいという方々と貸したいという方々のマッチングと申しますか、そういうことを積極的に進めながら、集積・集約を効率的に進めてまいりたいというふうに思っております。

今回、軽米町農業担い手チャレンジ支援事業等も創設いたしましたので、積極的にそういう方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 一応は分かりましたが、町長とちょっと私は認識が違うのは、この50%というアンケートの回答結果というのは、私は奥に深い意味があると思っています。というのは、希望を持てる農業施策というのはないのだと。もう残念ながら、資材は高騰するわ、機械は高いわ、買換えの時期が来たら、もう見切りをつけてやめようという、中なり小の規模の農家が多くいるなと思っています。もしかすれば私もその部分に入るかも分かりません。私は、動けるうちは続けたいなと、そういう思いであります。ただ、それぐらい農業というのは厳しいのですよね、中身は。自分が耕す、監督もやる、社長もやる、すごくやりがいのある仕事なのですが、いざ計算してみると、収支の部分にいくと、やりがいを感じないと。むしろやめたくなるというような実態。これをどう若者を、もちろんこれから規模拡大をして、スマート農業で夢を持って、私はぜひ、僕はぜひ参画したいというような若者は大変貴重ですし、これからどんどん背中を押すべきだと私は思っています。

プラス、先ほど答弁の中にもございまして、私も同感なのですが、自家消費とか、それから休みを利用して、ふだんはサラリーマンなのだけれども、休みを利用して規模が小さいながらも兼業農家を営む。動けるうちはやりたいという方も結構いらっしゃると思う。ただ、ただですね、これがどこまで続くのか。

それから、規模拡大をやって夢のあるスマート農業の若い人たちを募集して後方支援する、そのことだけで町の農業の現状を、私は結果的に衰退の一途をたどっていかざるを得ないと思っています。

では、どうすればいいのか。やっぱり私は、ちょっと厚過ぎるのではないかと。助成、保護が農業者に対して厚いのではないかと。他の職業の分野に比べて、農業はそこまでやらなければならないのかというぐらいの手当てをしていかないと、先ほど私の3点目の質問で、農業者の戸別所得補償制度の部分に触れましたが、かつて日本で実施されていた農業政策の一つで、現在は廃止されています。だから、私

はこういうものを復活すべきだという観点から質問しました。導入は2010年度、平成22年度に食料自給率の向上と農業経営の安定を目的として導入された。目的は、米、麦、大豆等の主要作物の販売価格が生産費を恒常に下回った場合に、差額を国が補填することで農業者所得を安定させ、国内生産力の確保という目的だったとのことです。これ以上の施策がなければ、アンケート結果のとおり、残念ながら離農農家の増大に歯止めがかからないと私は思っています、現実的に。5年後、10年後、20年後と見ていくと、なかなか難しいと思います。

町長にお願いしたいのは、国、県に要望して、もちろんこれも強力に進めていく。それから、もう早急にオリジナルの我が町の農業施策の在り方、例えば米一つを例に取りますと、夏頃まで、秋口でしたか、もう米が増産見込まれるし、価格も安定するだろうと思いつつ、国は増産の方向にかじを切りましたよね。あれは、もう話題もいっぱいあったと思います。今でもそういうのであればやってみるかなというふうな、もしかすれば米農家もあったかもしれません。もう少し中規模だったが、大規模もこれから夢を見てやっていけるのだというようなことがあったかもしれません。ただ、10月になってからでしたっけか、政権のトップが替わった。政権が替わっていますよね。国のトップが替わった。そうしたら、もちろん農水大臣も替わる。もう180度ごろっと変わりましたね。増産でなく、持続可能な農政だととかと。過去に戻ったような政策、これで農業は、農業者は、ころころ、ころころ定まりがない。何を基準にしてこれから向かっていけばいいのか、希望を持って農業という分野に参入していけばいいのか、参画していけばいいのか、それから続けていったらいいのかということね。非常に私は本当に情けないと言えば語弊があるのですが、もう少しこの国の在り方、きっちと方向づけをして、夢の持てる、過疎化を防ぐ、また農業の衰退を防ぐ、生産性を上げる、このことにもう少し本腰を入れて進めてもらいたいなという感はします。

ただ、それは国の政策ですから、我々の声はいかんとも届かないわけですが、もう一回繰り返しになります、町長。我が町の農業政策、これをもう少しできれば農業人口、従事者の人口を減らさないように、諦めないように救ってほしいという政策望みます。

最後に、町長、私も、時間ですので、議長にストップされないうちにやめますが、どうぞ夢・希望を持てる施策、若い後継者に特に熱い町長のエールと言葉を發してもらえばありがたいですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） この軽米町は、農業が基幹産業でございます。かつては葉たばこ、ホップ、契約栽培等非常に売上げも旺盛な時期がございました。今、担い手不足、

高齢化等ですね、ほとんどのそういったホップにしろ葉たばこも半減近くなっています。和牛も、かつては1,000頭ぐらいいたやつが、もう500頭に迫ってきています。

そういう状況の中で、要するに農業の生産額がかつてからかなり落ちてきておることも事実でございます。そういう状況でございますので、遊休農地を含めて生産拡大を目指していく方に大いにやはり生産拡大をしていただきながら、農地の集積・集約化を進め、そしてまたその中にしっかりと雇用も生み出していくというような、そういう大きな流れを町としても支援しながらつくり上げていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で細谷地多門君の一般質問を終わります。

11時40分まで休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇5番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） 一般質問を続けます。

江刺家静子君。

通告した質問方式は一括質問、一括答弁方式です。持ち時間は60分となります。正午になっても質問が終わらない場合は休憩し、午後1時より再開といたします。江刺家議員、よろしくお願ひます。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。熊などの鳥獣対策についてお伺いします。

今朝もニュースで、冬眠に入らない熊が多くなっているというような報道がありました。その対策を考える町の職員の、また産業振興課の皆さんもこういう仕事が増えて、本当に現在の職員体制で大変なことだと思いますが、よろしくお願ひいたします。

近年、北海道や東北を中心に熊の市街地への出没が増え、人身被害は過去最多を記録しています。改正鳥獣保護管理法は、人身被害を未然に防ぐため、市街地でも市町村長の判断で住民を避難させた上で緊急に銃による捕獲を可能としています。軽米町内でも飼い犬が熊の被害に遭ったり、仕事や通学など生活に影響が出ていま

す。餌不足が原因と言われておりますが、林業の衰退や過疎化などが根本原因ではないか。町民の不安に応える対策についてお伺いします。

(1)、町内の熊の出没状況や被害の状況について伺います。昨日も同僚議員が質問しましたので、ちょっと重複する部分もあると思いますが、よろしくお願ひします。

(2)、頻繁に出没する場所の監視や捕獲わなの設置について。

(3)、住宅に近い場所の野菜の畑や柿などへの注意喚起と、不要な果樹などの伐採・処分などについて、どうなっているかお伺いします。

(4)、捕獲わなの設置など必要数を確保できているか。また、そのことの予算はあるかどうかもお伺いします。

(5)、河川敷を移動する熊の行動や川原のやぶなど、ニュースにも度々出てきます。そのことについて不安を感じますが、河川管理者の県にやぶの刈り払いなどを望してはどうか。

(6)、空き家の草刈りや不要な果樹の伐採について経費を補助する制度を創設できないか。

(7)、森林環境税を活用して集落周辺の刈り払いできないか。この森林環境税は、森林の環境整備するための予算なのですが、それを熊などの鳥獣対策に合わせたような形で、直接的な財源ではないのですが、それを活用して整備をするというはどうかということです。

よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の熊などの鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の熊出没状況や被害の状況についてですが、当町で把握しております今年度の熊の出没状況は、11月21日時点で30件となっております。また、被害状況については、町に相談をいただいた件数は6件となっており、内訳は飼い犬の被害が2件、農作物被害でリンゴが2件、サクランボが1件、デントコーンが1件となっております。

2点目の頻繁に出没する場所の監視や捕獲わなの設置についてですが、捕獲わなの設置は当町では熊用ドラム式箱わなを使用しており、被害や目撃情報が寄せられた際には、軽米町獣友会と連携して現地確認を行い、現地の状況により追い払いやわなの設置などを実施しております。

わなを設置した場合、付近にセンサーハイドロカメラを設置し、熊の出没頻度やわなの設置場所が妥当であるかを検証するとともに、毎日の見回りを実施し、熊がわなにか

かっていた場合、迅速に対応できる体制を整えております。

3点目の住宅に近い場所の野菜畑や柿などへの注意喚起と、不要な果樹などの伐採・処分などについてであります、防災行政無線や軽米町公式LINEの利用により注意喚起を実施しているところでございます。

また、不要な果樹の伐採・処分などについては、現状、不要である果樹等が町内にどの程度あるのか把握する必要があり、近隣市町村等の状況も調査しながら検討してまいります。

4点目の捕獲わなの必要数確保や、鳥獣被害防止対策事業の予算についてであります、現在、熊用ドラム式箱わなは7基確保しております。今後は、捕獲率の向上のため、熊用ドラム式箱わなの追加整備やその他の捕獲用品の整備を図ってまいります。

5点目の河川敷管理者の県にやぶの刈り払いなどの要望についてであります、県が管理する河川のしゅんせつの要望に併せ、繁茂した雑木等の刈り払いを含め、県へ要望してまいりたいと考えております。

6点目の空き家の草払いや不要果樹の伐採について経費を補助する制度の創設についてであります、当町の現状を把握する必要があり、近隣市町村等の状況も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

7点目の森林環境税を活用して集落周辺を刈り払うことについてであります、森林環境税については森林を適切に管理することを目的としているため、集落周辺のやぶや雑木等の刈り払いについては実施可能であるか精査が必要と考えます。

国、県でも熊の被害対策に関する補助、支援体制を拡充する方向であり、それら補助金等の活用を検討するとともに、近隣市町村等の状況も調査しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

こういうふうに熊だけではなくてイノシシとか鹿などもたくさん出て、ニュースに出てこないというか、役場に届けないことでの被害も大変多く出ていると思います。私の友人も畑の白菜を熊が食べたということを言っておりましたが、熊を見かけたわけではなかったので、報告はしていなかったようです。

軽米町獣友会の方々が見回りをしてくださっているのかと思いますが、獣友会というものは害獣駆除を目的とした団体ではなくて、趣味でこの獣友会というものをつくって活動していると思いますが、それでも今年なんかの場合は全員でいろいろ協力してくださっていると思います。

その活動について補助金等も出ているということでしたが、例えば今年の場合は市街地でも猟銃撃てるようなことになったのですけれども、そういう場合には、もし被害が出た場合は、補償といいますか、保険といいますか、それは町でそういうような保険に加入しているのでしょうか。

また、要望して出勤した場合には、県の鳥獣被害防止総合対策交付金によると、例えば1頭捕獲した場合は、イノシシ、鹿の場合は7,000円、熊の場合は、これどちらも成獣なのですが、8,000円となっております。こういうふうなお金、費用ですね、支払いをしているのかもお伺いします。

それから、例えば不要な果樹を伐採したり、そういうものはどこに頼んだらいいか、自分ではできないというものもあります。相談体制も必要かと思うのですが、町民から、調査をしなければならないということで、今検討をしているということでした。

毎年町民意識調査というものをやっていて、あれは全員ではなくて、町民の何分の1かを調査するわけですけれども、ああいう調査のところで、例えば最後に鳥獣のことについてのアンケートなんかも取ってみれば、いろんな今まで分からなかつた、どういうところに熊が出たかということも分かるかと思います。

私は本町に住んでいるのですけれども、本町に住んでいる方が朝早く熊を見かけたということで、自分の知っている人に仕事先で、本町に出たから気をつけてねと言って、それがあちこち伝わって私にも来たわけですけれども、役場に報告するようにということも、そして放送もあそこに出たそうだと聞いたかと言えば聞かないと、聞いたと言う人と聞かない人とかあるので、そういうことも一回だけではなくて放送していただければと思います。

鳥獣被害防止総合対策交付金というものが県にあるのですけれども、この交付金を活用して箱わなとか電気柵などの設置の事業費の補助も出るようですが、こういうものは活用しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

何か被害が及んだときの保険の関係というところでございますけれども、例えば最近ですと、よく緊急銃猟というようなものを判断して行っているのですけれども、ただこの緊急銃猟につきましてはかなり厳しい条件がございまして、ライフル等ですと、ライフルの弾が長距離を飛んでいくということで、いずれ安全なところでなければ結局緊急銃猟を撃てない。例えば柿の木に熊が登っている。見た目だと駆除しやすいのかなと思いますけれども、例えばライフルですと、あまり近距離だと飛び抜けて弾が通過するということで、なので後ろに例えばコンクリートの壁が

あるだとか、そういういたずれ安全がきちっと確認、担保されないところだと緊急銃猟というのではなくて行えないということでございます。

万が一何か事故が発生した場合の保険につきましては、ちょっと今ここで申し上げることはできませんけれども、ここ最近かなり熊の出没も多くなった、身近で熊も見られるようになったということですので、この辺につきましては県とか近隣市町村等とも情報収集しながら、どういった対策をすればいいのかというふうなことについては、これから緊急に打合せ等を行って対策を講じていきたいと思います。

それから、アンケートにつきましては、そうですね、新たに項目を設けるのかどうなのか、その他というようなところで何かそういうことがあつたら記入してくださいというような形で、そこに例をつけておけば書いて、記入していただけるのかどうなのか。いずれ確実な情報を把握するということは大切だと思うので、その辺は、アンケートについては今後どういった形になるのかあれですけれども、検討させていただきたいと思います。

それから、緊急放送につきましても、そうですね、1回に限らず何回か放送して、安全に万全を期したいと考えております。

それから、補助金等は、電気柵等についてはそういう県の補助金もありますので、その辺は活用しながらやっていきたいと思いますし、熊等を駆除した場合の支払いの関係ですけれども、これについては熊等については駆除等をすれば1万円、それから箱わなを設置すれば1回につき6万円というような支払いを行っております。箱わなを設置する場合にはやはり3名から4名いなければ設置できないということで三、四名出動しておりますけれども、箱わなにつきましては1回6万円です。熊を駆除した場合には1万円というような形で、ただ全国的にも、ニュース等を見ておりますと、猟友会等に対するかなり負担も増えているということでございます。出動したりパトロールした場合の旅費だとか、そういう部分もその辺の処遇はこれから検討していくかなければ、なかなか出動をしていただけないというような事にもつながっていくと思いますので、その辺は早急に役場のほうでも検討して、安心して、出でていただいた方もそれなりの報酬を受け取って、それなりの対策を講じていけるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございました。

さっき森林環境税の活用と言いましたけれども、森林環境譲与税で、花巻市の場合はこれが刈り払いとか里山の整備、それからそういうことをやる団体に補助金を出すなどして、それも熊の対策についての一環として別枠で予算を取ってやってい

るということでした。本当に道路にかぶさるように……里山というのがなくなってしまったような状況になっていますので、やってくれる団体に順番にでもこういう活動もお願いしたらどうかなと思います。

それから、よその市町村でも県に対して河川の管理や刈り払い等も要望しているところもあるようです。ぜひやってもらうようにお願いします。

それから、ある方から言われたのですけれども、熊が出た場合に、例えば九戸村の場合は、ホームページに何月何日何時にどこら辺に出ましたというふうなものがずっと時系列でなっているので、どの辺によく出るのだなということがよく分かります。管内図、こういうアイデアを言います。管内図に対して印をつけたものをどこかに貼っておいてほしいなとか、役場に来たとき見るとか、ホームページに出しておくとかということがあるといいと思います。

以上で終わります。

○議長（松浦満雄君） 答弁はいいですか。

○5番（江刺家静子君） お願いします。

○議長（松浦満雄君） 答弁を副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

1点目の森林環境譲与税の活用につきましては、今、他の市町村でもそういったものを活用している自治体もあるというようなことを伺いましたので、いずれ使うその趣旨、目的等を再度確認をしながら、使えるような、活用できる補助金があれば、そういうものを活用してやっていただける団体等があれば、補助金を活用して熊対策というものを考えていきたいと思います。

それから、県の河川等につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、いずれ県のほうにも強く要望して、刈り払い等やっていただけるようにお願いしてまいりたいと考えております。

あと、熊の出没の箇所等につきましてですけれども、管内図みたいなものにマーキングをしてホームページ等で掲載というようなことでございますけれども、何しろ熊というのはかなり移動して歩くようです。一晩にかなり距離数も移動するし、例えば同じ熊が頻繁に同じ地区で出没するようであれば、当然関係機関にも連絡をしてパトロールとか強化しますので、むしろそういうものに明示してホームページでというよりは、例えば出没回数が多いようなところには、昨日の答弁でもありましたけれども、熊出没注意の看板だとか、そういうものを作製して、看板の設置をして注意喚起を促すというのが効果的ではないのかなと思いますけれども、ホームページで掲載することを否定するものではございませんけれども、様々どういった形がいいのかというものは検討して、そこに即したような対策を講じてまいり

たいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 以上でお昼休憩といたします。

江刺家議員の2点目の質問は午後1時、この場で再開いたします。よろしくお願ひします。

それでは、休憩します。

午後 零時05分 休憩

午後 零時58分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

江刺家静子君、残り持ち時間36分となります。1時34分までとなります。

それでは、2点目の質問をお願いします。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 2点目について質問いたします。2つ目は、福祉灯油についてです。

岩手県が、今年度も福祉灯油について物価高騰の折、実施するということで発表されました。

冬の暖房には灯油は不可欠です。1缶で2,000円を超える高値が4年間も続いているということで、大きな負担となっております。円安の影響や相次ぐ食料品の値上げなど、生活は楽ではなく、支援が必要な人は増えているのではないかどうか。

県と連携し4年間続いている今年度の実施について、軽米町の取組についてお伺いします。対象世帯を拡大し、1世帯当たりの上乗せ分を昨年よりも拡大し支給できなかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の福祉灯油についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度より生活困窮者世帯を対象に実施している福祉灯油事業であります、昨年度は1世帯当たり8,000円の給付を行ったところでございます。それに対し、県からは1世帯当たり3,500円が補助金として町に交付されております。

県の交付要綱に準じて事業を実施しているところでございますが、県では市町村民税非課税世帯である高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、その他これに準ずる世帯と生活保護法による被保護世帯を生活困窮者世帯として定義しております。

今年度につきましても、引き続き県の交付要綱で定めた対象世帯に対して事業を

実施したいと考えております、1世帯当たりの支給金額については8,000円で事業の実施を検討しております。

物価高騰の影響を受けている町民の皆様に対しましては、重点支援地方交付金の活用も含め、支援方法について検討を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） この福祉灯油の対象世帯は、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、それから生活保護を受けている被保護世帯ということです。

軽米町では、昨年、一昨年もこの支給する方法として、広報かるまいお知らせ版に載せて、全世帯に申請書用紙と申請の内容がついた広報かるまいお知らせ版として配布しておりました。

支給方法について今お伺いしますけれども、なかなか、すぐその制度そのものを、詳細に印刷して、字数も多いし、見た目も大変分かりづらくて、申請する方が割と少ないのではないかということで、2回目、3回目ぐらいまで広報かるまいお知らせ版でやっていましたけれども、近所に住む方々から聞いても、そういうのあったかなとかと、よく分からぬということでした。

それで、自分が対象になるかならないかということがまず分かっていない人がいるので、近隣の市町村から聞きましたら、非課税世帯というのは市町村が大体把握しているので、その対象となる方々にこういう制度ですよということで郵便でお知らせをして、そしてそれに該当すると思った方は、返信用の封筒も入れてやりますので、申請書に記入して、あとは振込口座のキャッシュカードなり、預金通帳なりのコピーを取って入れてよこせば、それで郵便が届いた時点で確認して、今度は振り込みをするという方法で、窓口に直接届けてもいいのですが、来なくてもいいという方法でした。

また、軽米町は8,000円ということで、県で計画した金額に1,000円さらに上乗せをして給付をしているということはよかったですなとは思いますが、お隣の九戸村は1万3,000円ということでした。それをどのような形で給付しているのかと聞きましたら、商品券で給付をするということでした。支所が九戸村は2か所ありますので、支所とか、あと改善センターとか、四、五か所で順繰りに回って、近くの人はそこに来て申請するようにということで、もちろん郵便で申請してもいいのですけれども、そういうふうな便宜を図っているということでした。軽米町がただ広報かるまいお知らせ版でお知らせしただけということですが、九戸村はそれぞれ個別案内が届くということで、とてもいい方法だなと思いました。

それで、どのくらいの方が申請しますかと聞いたら、もちろん9割は超えますよ

ということでした。

軽米町のこの申請の状況、結構知らないでいる人がありましたので、申請の状況についてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家議員の質問にお答えします。

軽米町の申請方法につきましては、まず広報かるまいお知らせ版というよりは全世帯にチラシを配布させていただいております。申請書、事業の説明と一緒にになったやつですね。その後、併せて広報かるまいお知らせ版でも事業の周知を図っております。それに加えまして、各民生委員、そちらにお願いして、申請対象となると見込まれる方については申請のご協力のほうをお願いしますということでご案内させていただいております。その後、ある程度期間たったところで、もう一回広報かるまいお知らせ版での周知を図っているところでございます。

軽米町の申請状況ということでございます。令和3年度でございます、42%、令和4年度、48%、令和5年度は57%、令和6年度につきましては55%、約6割弱の方々にご申請いただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 5番、江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。

今年度も今補正予算で出ておりまして、多くの方が申請すると予算が1,000万円超えていたと思いますので、これを該当する方が皆さん申請すればいいのですけれども、先日も、11月だったのですけれども、今月は年金がない月だから、あと1か月もあるんだよ、どうしたらいいのかとかと言う方などもいたりして、ぜひとも広報かるまいお知らせ版で文字数が物すごく多くて分かりづらいので、郵便料はかかるかとは思うのですが、この予算をつくったということは該当者が何人いるかというのはまず分かっているわけですね。個別に郵便料はかかるかとは思うのですが、軽米町の場合は支所でも受け付けられないし、ぜひとも郵便で申請案内をしていただいたと思うのですが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えします。

当町としましては、まずこちらにつきましては、今まで役場、本庁舎の窓口だけでの受付とさせていただいておりました。こちらにつきましては、申請書等に不備がないことのチェック等を確認させていただくためということでやっておりまし

たが、今年度につきましては晴山郵便局、小軽米郵便局、こちらのほうに申請書をお持ちいただければ役場のほうに届けていただくようにしてまいりたいと今考えております。

個人の通知につきましては、抽出等ある程度一定の期間も要しますことから、今年度につきましては、周知についてはこれまで同様、あと申請については晴山、小軽米の郵便局でも可能とするような体制で考えております。

来年度以降につきましては、個人ごとにお送りできるような体制を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。次の質問です。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 3つ目の質問に入らせていただきます。小中学生の就学負担の軽減についてということで質問いたします。

この間の物価高騰の下で、教育費の負担は生活を圧迫しているといいます。私の近所にも、私のところは珍しく、一つの班の中に子供さんがいる家庭が本当に多くて、大変うれしい町内会の班なのですが、小学生、中学生がおります。

その中で、運動靴とかいろいろお金がかかるということを聞いておりまして、就学援助費という制度がありますが、教育費の負担は生活を圧迫しております。就学援助費を受ける方もいらっしゃいますが、その支給内容を見ると、どのようなことに教育費の負担があるか分かります。町のホームページに一覧表が出ていまして、それを見て該当する方が申請できるというふうになっております。年間を通してみると、支給限度額が小学生約17万3,000円、これは最高限度額をやった表をちょっとプラスしたものです。中学生が、制服代なんかもあるからか29万5,000円となっておりました。援助を受けない子は、こういう負担をしていることになります。子育て応援を一番に掲げる町として負担軽減になる施策を望み、次のことを質問いたします。

1、中学生の制服購入補助です。

2つ目は、制服や体操服のリサイクルをしてもらったというお話を聞いております。そういうときに、その地区によってはPTAなどの皆さんのが集まってかばんとか運動着、また制服などをリサイクルするということに取り組んでいるようです。その場合、クリーニング代などの経費がかかるということを聞きました。こういうリサイクルできる仕組みがあればいいなと思いました。その場合、補助としてクリーニング代なども援助していただければいいなと思います。

3つ目です。修学旅行費の負担軽減、これは例えば1万円とか、2万円とか、全部の子供に、就学援助費を受けていない子供の世帯にも少しでも負担が軽くなるよ

うに援助できないかということです。

それから、4つ目は小学生の中履き、中学生の外履きの靴の指定についてです。小学生、1年生に入ったときは小さい靴なわけですけれども、2年生、3年生と毎年買い換えるなければならないということでした。そうすると、子供さんが3人もいると、その負担が、本当は何でもいいのを履いていければいいのですけれどもということだったのですが、やはり指定されているということでそういう負担もあります。

中学生の場合、私、外履きとこれを書きましたけれども、ある中学生の男子が、中学校の外履きは真っ白ということになっています。皆さん白い靴を履いて、今どきの子供ですから、女子生徒なんかは本当にきれいな真っ白な靴を履いていきます。雨が降ったときとか汚れたり、どうして黒、白でなければいけないのだろうということも言われまして、そこまで指定しなければならないのかなということで、靴の指定についてお伺いします。

それから、就学援助費の支給の時期についてということで、修学旅行の時期とか、入学の時期、いろいろそういう時期、時期に必要なときに給付されるのかどうかということでお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長（久保智克君） 江刺家議員の小中学生の就学負担軽減についてのご質問にお答えいたします。

初めに、議員のご質問にありました就学援助費につきましてご説明いたします。この制度は、教育基本法並びに学校教育法に明記されており、義務教育の機会を保障すること、また経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないの規定に基づき、軽米町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱により制度を運用しております。

援助費の内容といたしましては、学用品費、修学旅行費など11の区分に分類され、区分ごとに支給限度額を定めています。江刺家議員のご質問にありました小学生17万3,000円、中学生29万5,000円の金額につきましては、各区分の限度額の合計と解しております。

区分ごとの支給要件では、例えば新入学児童生徒学用品費と通学用品費は、同年に支給されることはありません。また、通学費も軽米町ではスクールバスを運行しておりますことから対象者はおりませんので、児童生徒の義務教育にかかる経費はご指摘の金額より低いものと認識しております。

文部科学省が隔年で実施しております子どもの学習費調査によりますと、学校教育費の全国平均は公立小学校の小学生で8万1,753円、公立中学校の中学生で

15万747円となっております。この金額も子育て世帯の負担として決して少くない金額であると存じているところであります。

こうした中、軽米町は子育て支援日本一を目指し、子育て世帯を支援する多くの施策を実施しております。18歳の高校卒業時までの医療費の助成をはじめ、教育委員会で実施している支援といたしましては、小中学生の給食費の完全無料化や、多くの小中学校で保護者負担となっている見学等の校外学習や部活動の大会遠征でのバス利用を、スクールバスを利用することにより無料としているなど、子育て世帯への支援、援助を行っているところであります。

次に、ご質問にありました各項目につきましてお答えいたします。（1）の中学生の制服購入の補助につきましては、生徒間、それから男女間で購入金額の差異が大きく補助の平等性を確保することが難しいこと、また財源の裏づけも必要となることから、早急の実施は難しいものと考えております。

（2）の制服や体操服のリサイクルにかかるクリーニング経費の補助につきましては、制服などのリサイクルの体制が整い、要望があれば検討してまいりたいと存じます。

（3）の修学旅行負担軽減（全世帯対象）につきましては、就学援助費など他の制度との整合性や学校ごとの金額の差異などの分析も必要と考えております。

（4）の中履き（小学生）、外履き（中学生）の靴指定についてであります、小学校の中履きの指定は町内3校それぞれにおいて学校生活に合わせて既に指定されております。また、中学生の外履きにつきましては、生徒個々の通学の状況や部活動への影響も考えられますことから、指定については中学校において検討すべき事項と考えております。

（5）の就学援助費の支給時期につきましては、支給費目によって異なりますが、新入学児童生徒学用品費は、希望者に対しては入学前に支給できることとしております。また、学用品費、通学用品費は6月、9月、2月を、入学関連費用につきましては6月を、修学旅行にかかる経費は修学旅行実施日の翌月を、他の区分につきましては2月を支給予定月としております。

就学援助費は、額の確定をもってその費用を支給しておりますことから、PTA会費、卒業アルバム代など、年度末に近い時期でなければ費用が確定しない区分が多いことから、このような支給予定月を設定しているものであります。

ご指摘の支給時期の変更につきましては、費用の確定事務を行う学校現場への影響が大きいことから、難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○ 5 番 (江刺家静子君) 答弁ありがとうございました。

最初に私が出した金額がホームページにあったものを足していくたというか、それで出しましたので、違っていた部分についてはおわびします。

それで、小学生では 8 万 1, 753 円、中学生で 15 万 747 円というのは、これは制服代も含まれているのでしょうか。それから、校外学習や部活動の大会遠征でのバス利用、スクールバスを利用するので援助となっているとのことでした。

そうではなくて、教育委員会の管轄とはもしかしたら違うのでしょうか。スポーツ少年団なんかでよくユニホームもそろえて、あとどこかに試合に行ったりするというのは、ああいうものの補助は教育委員会とは関係ないでしょうか。どのようになっているかお伺いします。

それから、中学生の制服の購入補助につきましてはというところで、ここがちょっと分からなかったのですが、生徒間、男女間で購入金額の差異が大きくということは、男性用、女性用では多分スカートとか、ズボンだったりすることでも差が大きいのかもしれません、生徒間で違うというのは、これは大きさでしょうか。補助の平等性を確保することが難しいというところがちょっと分からなかったのですが、義務教育を受ける生徒としてはみんな同じような経費だと思うのですが、特別にこういう部活を選んでいるとか、こういう授業を選んだとかということ以外は平等だと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

それから、中学校は 1 校なのですけれども、小学校は 3 校あります。ここもやっぱり運動靴とか教材費とかはそれぞれ異なっているのでしょうか。

以上です。

○議長 (松浦満雄君) 教育長、久保智克君。

〔教育長 久保智克君登壇〕

○教育長 (久保智克君) 江刺家議員のご質問にお答えいたします。

中学生の制服購入につきましてですが、現在、中学校女子の制服が夏のセーラー服長袖、夏のセーラー服半袖、スカート、それから冬セーラー服というふうに 4 つの制服があって、それぞれが自分の希望でこれを組み合わせて購入しているようになってございます。それで、個々が選ぶ制服によって金額がそれぞれになってくるというのが 1 つでございます。そして、今の 4 つを全て購入した場合、女子の場合は 5 万 2, 250 円になります。それから、男子は学生服とズボンを選ぶのですけれども、この合計の金額が 3 万 9, 550 円となっておりました。

ということで、先ほどご説明いたしましたのは、女子によってもそれぞれ選ぶところで金額が違ってくること、それから男子と女子、トータルの金額も差異があること、こういったことから一律に補助していくというのはなかなか難しい、そして平等性もあるというふうなことでの説明でございましたし、またこれは女子のほう

も5万2,000円という額ですので、財源等の裏づけも必要になることから早急な実施は難しいと考えているところでございます。

あと、教育費の内訳、それからスポーツ少年団につきましては教育次長から答弁させたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

〔教育委員会事務局教育次長 古館寿徳君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） 先ほどの議員のご質問にお答えいたします。

まず、スポーツ少年団の活動の部分でございますけれども、軽米町スポーツ協会のほうから活動補助金ということで、各少年団の団体のほうへ資金のほうがある程度出ております。

それから2つ目、小学校の運動服等の部分ですけれども、こちらも低学年あるいは高学年で単価が変わりまして、一律という部分ではございません。ちなみに軽米小学校がもし低学年用のものをそろえると1万8,720円、高学年用を全てそろえると2万1,380円というような形になっております。

それから、もう一つ、文部科学省の学習費の調査ですけれども、入っている区分につきましては修学旅行費、学校納付金、図書、学用品、実習費、通学関係費、入学金、その他という部分で、この合計が8万幾らというような金額になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 5番、江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 義務教育は無償であるという法律があるのですけれども、それでも随分お金がかかるなというふうに感じました。

例えば制服が男女で差があるということなのですが、こうなると何か選んでも、例えばセーラー服の半袖と、あとは冬用長袖と、夏用の長袖は買わないとしても、やっぱり男子よりは大きくかかるのかなと思いました。

男女が同じではないというのもありますけれども、軽米高校の入学生を支援するということで制服代を補助するということになったわけですけれども、中学生も入学するときに、小学生ももちろんのですが、すごくお金がかかるのだなということが今分かりました。

いろんな市町村を見ると、例えば入学するときに入学祝い金ということで2万円、3万円というふうに出している市町村もあります。これ、制服代だけのことをお聞きしましたけれども、運動着も夏用、冬用とあるわけですね。ですから、本当に、話は飛びますが、小中学生がいると水道料がすごく上がるというのは、これは毎日

洗濯をしなければならないので水道料もとてもかかります。というようなわけで、少なくとも今度入学するときに祝い金として支給制度をつくってほしいなと思いますが、それについてどう思われますか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまご指摘いただきましたけれども、大変子育てというものは金がかかると思っております。これまで医療費、それから給食費、それから保育料等補助してまいりましたけれども、おむつ支給も始めております。いろんな形で子育て政策やっておりますが、今ご意見いただいたことに関しましても参考にしながら、これから子育て施策を拡充していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で一般質問を終了します。

次の議題に移ります。

ここで休憩をいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開します。

◎議案第10号から議案第19号までの一括上程、説明、質疑

○議長（松浦満雄君） 日程第2、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）までの10件を一括して議題といたします。

理由の説明を求めます。

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）までの6件について、総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第10号から議案第15号までの6件の議案についてご説明申し上げます。

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。改正理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する所要の改正をしようとするものであります。

概要につきましては別紙資料によりご説明申し上げますので、1ページを御覧ください。最初に、給料表の見直しについてでありますが、民間給与との格差を解消

するため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、中間層以上の職員も昨年を上回る引上げ改定を行うものです。初任給については、大卒程度で月額1万2,300円、高卒程度で月額1万2,000円の引上げとなります。経験年数ごとの引上げ見込額でございますが、高卒1年目では給料、賞与合わせて約21万4,000円、以降10年で19万5,000円、20年で18万9,000円、30年で18万円、40年においても約21万円の引上げを見込んでおります。

この給料表の改定につきましては、本議案の2ページから17ページに記載の表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。期末勤勉手当の支給率の引上げでございます。一般職の期末手当と勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間支給率を4.65月分とし、引上げ分は期末手当と勤勉手当に0.025月分を均等に配分するものです。また、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、期末手当と勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間支給率を2.45月分とし、引上げ分は期末手当と勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するものです。

これら期末勤勉手当の支給率の引上げにつきましては、令和7年12月1日から適用するものであります。また、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、資料にございますように、6月期と12月期と同じ支給率に改正するものでございます。

次に、宿日直手当の支給額見直しでございますが、資料2ページ下段にありますように、勤務1回につき4,400円を300円引上げし4,700円とするもので、令和7年4月1日から適用いたします。また、半日勤務に引き続いて宿日直を行う場合には、6,600円から7,050円に引き上げるものです。

次に、議案第11号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

概要につきましては、資料の3ページを御覧ください。特別職の期末手当を0.05月分引き上げ、年間支給率3.5月分とし、令和7年12月1日から適用するものです。また、令和8年度以降の期末手当につきましては、資料にありますように6月期と12月期と同じ支給率に改正するものでございます。

次に、議案第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、議会の議員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

概要につきましては、同じく資料の3ページを御覧ください。特別職と同様に、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げ、年間支給率3.5月分とし、令和7年12月1日から適用するものです。また、令和8年度以降の期末手当についても、

特別職と同様に、6月期と12月期と同じ支給率に改正するものでございます。

次に、議案第13号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正しようとするものです。

概要につきましては、資料の3ページ中段を御覧ください。会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間支給率を4.65月分とし、引上げ分は期末手当と勤勉手当に0.025月分を均等に配分するもので、令和7年12月1日から適用するものです。また、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、資料3ページにありますように6月期と12月期と同じ支給率に改正するものでございます。

そのほか、宿日直手当について、一般職と同様に勤務1回当たりの金額を4,400円から4,700円に、令和7年4月1日から適用いたします。また、半日勤務に引き続いて宿日直を行う場合には、6,600円から7,050円に引き上げるものでございます。

次に、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。理由といたしましては、高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための作業に従事した職員に係る防疫作業手当に関する特例措置を講じようとするものです。

概要につきましては、高病原性鳥インフルエンザ等の蔓延を防止するための措置に係る作業に従事した場合に、特例として、当分の間日額4,000円、夜間に従事した場合にあっては5,000円を上限に防疫作業手当を支給し、公布の日から施行するものです。

次に、議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）の提案理由をご説明申し上げます。

内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,820万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、ただいまご説明申し上げました職員等の給与改定に伴い不足する人件費を2,020万8,000円計上したものでございます。この人件費の内訳につきましては、議員及び特別職が19万7,000円、一般職の職員が1,114万7,000円、会計年度任用職員が886万4,000円の合わせて2,020万8,000円を計上しております。

そのほか、下水道事業会計の公債費利子の増に伴う補助金及び出資金14万7,000円を計上しております。

歳入予算につきましては、財政調整基金繰入金 2,035万5,000円を計上し、財源調整しております。

以上、議案第10号から議案第15号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、町民生活課長、輪達ひろか君。

〔町民生活課長 輪達ひろか君登壇〕

○町民生活課長（輪達ひろか君） 議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億7,507万3,000円とするものでございます。

歳入の内容につきましては、一般会計からの職員給与費等繰入金83万8,000円の増額となっております。

歳出の内容につきましては、岩手県人事委員会の勧告に伴います会計年度任用職員の報酬等の増額分83万8,000円となっております。

以上、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,127万4,000円とするものです。内容は、給与改定により不足する人件費12万6,000円を計上したものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）の2件について、地域整備課長併任水道事業所長、神久保恵蔵君。

〔地域整備課長併任水道事業所長 神久保恵蔵君登壇〕

○地域整備課長併任水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第18号及び議案第19号の提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧いただきたいと思います。第2条に掲げる資本的収入

及び支出でございます。令和7年度予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億7,436万6,000円を不足する額2億7,477万4,000円に改め、資本的支出の建設改良費を40万8,000円増額し、資本的支出の予定額を3億3,249万2,000円にするものであります。

第3条に掲げる議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第6条に定めた職員給与費2,082万5,000円を1,798万4,000円に改めるものでございます。

理由といたしましては、岩手県人事委員会の給与勧告の状況等を勘案した給与改定による職員給与費の増額でございます。

次に、議案第19号の令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧いただきたいと思います。第2条に掲げる収益的収入及び支出でございます。令和7年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入では第2項営業外収益について45万9,000円の増とし、下水道事業収益1億6,503万円となり、支出では第1項営業費用に19万1,000円の増、第2項営業外費用に26万9,000円の増で、下水道事業費用1億6,693万5,000円となります。

理由といたしましては、収入では一般会計の繰入金の増で、支出については岩手県人事委員会の給与勧告の状況等を勘案した給与改定による職員給与費の増額と、償還金利息の見直しに該当する起債について、該当するものの償還利息の利率が確定したことによる企業債利息の増額となっております。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入では第1項、出資金12万1,000円を減額し、資本的収入7,373万8,000円となり、支出では第1項企業債償還金12万1,000円を減額し、資本的支出8,674万1,000円にするものでございます。

理由といたしましては、収入は一般会計の出資金の減で、支出については償還金利息の見直しに該当する起債について、該当するものの償還利息の利率が確定したことによる企業元金償還金の減額となってございます。

第4条に掲げる議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第7条に定めた職員給与費695万4,000円を714万5,000円に改めるものでございます。これにつきましては、給与改定による職員給与費の増額でございます。

第5条に掲げる他会計からの補助金について、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額6,582万円を6,627万9,000円に改めるものでございます。これにつきましては、給与改定による人件費と償還利息の利率

が確定したことによる一般会計の繰入金の増額でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

議案第18号及び議案第19号について、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案10件については、12月10日の本会議で審議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案10件については、12月10日の本会議において審議することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

次の本会議は、12月10日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時53分）